

大学では歴史をどう研究しているか

吉 田 裕 氏

はじめに

自分自身の研究に対する「こだわり」として、日本の戦争責任の問題がある。つまり、戦争責任の問題を歴史学のサイドからどう考えるかということである。日本の戦争責任の問題を考える場合に、ドイツのそれとの違いが問題となる。ドイツにおける徹底した戦争責任の追及に比べて、日本の場合は、保守派が戦争責任を棚上げにするのを許すような条件（＝国際環境）が存在し、戦争責任の追及は不徹底に終わった。現在にあっても、戦争責任の問題は、東アジア諸国に対する対外的配慮を優先して侵略戦争であったことを認めるといふかたちでしか問題にされない。しかも、このように対外的配慮から問題にされるのみで、対内的には、しかるべき処置はなされていなかったのである。このように現在の日本においては、戦争責任の問題は、対外的な戦争責任の問題と対内的なそれとの間にズレをもっている。しかも、この対外的な配慮についても、東アジア諸国が日本の戦争責任の問題にすることを内政干渉であると非難したり、侵略戦争を認めて謝罪すると、日本政府の外交は土下座外交であるとして批判したりする動きが、今日の国内に存在する。こうした動きは排外的なナショナリズムに結びつく恐れもあり、問題をほらむものと言える。こうした事態は、東アジア諸国や第三世界の国際的発言権の増大ということが背景にあるわけであり、このような情勢の中で、あらためて戦争責任の問題をとらえ直す必要がある。

一、東京裁判を考える

戦争責任を考える場合に、先ず問題となるのが東京裁判である。この裁判をどう考えるかということは重要な問題である。従来のと

らえ方には問題がある。東京裁判は「勝者の裁判」か「文明の裁き」か、といった二者択一的な思考は克服する必要があるし、主権国家という枠組みを相対化することも裁判を考える上で必要になってくる。アメリカにある東京裁判の尋問調書をもてみると、被告の中で、防衛戦争として日本の戦争を正当化する主張をしている者はほとんどいない。むしろ尋問の過程では被告の多くが、戦争責任者として東条ら軍部の名前をあげているのである。つまり、東京裁判においては、日本の関係者の積極的な「協力」があったのである。こうした「協力者」が存在したわけであるから、東京裁判は、日米の合作という側面があると言える。日本では、戦争関係の文書は組織的に焼却されたため、裁判の過程では、尋問、証言に過度に依存しなければならなかった。すると、裁判の過程では、尋問に答え、証言をする側の意向が反映されることになる。つまり、尋問の過程で戦争責任者の名をあげるといふことは、戦争責任を軍部にかぶせるといふことであり、これが「協力」の実態であったのである。しかも、やがて、戦後世界に冷戦の論理が貫徹することにより、戦争責任の追及は不徹底に終わった。連合国の側からすれば、戦争責任の追及よりも、日本を自らの陣営に取り込むために、占領政策の政治的受皿を日本国内に形成することが重要な課題となったためである。このことは、日本国内の保守派が政治的生命を保ち続けようとする思惑と一致し、戦争責任の追及は不徹底に終わったのである。それゆえ、東京裁判の意義は、占領政策の政治的受皿の形成にあったと言える。

二、「穩健派」の戦争責任

いわゆる「穩健派」の戦争責任を考えることも重要な課題である。「穩健派」とは、天皇、宮中、外務省の有力グループ、海軍の有力グループ、政党各派、既成財閥を指して言う。この「穩健派」の評価については意見の分かれるところである。「穩健派」は、宮中グループを媒介とした血縁関係によって、各界に広がる政治的人脈を形成し、英米との間にも太いパイプを持っていた。この「穩健派」が東京裁判において積極的な「協力」を行い、戦争責任を「強硬派」にかぶせていくのである。

三、天皇の戦争責任

天皇の戦争責任については、二つの極論が存在する。その一つは、天皇は平和主義者であったとするものである。もう一つは、天皇・宮中と軍部を一体化してとらえて天皇の戦争責任を追究するものである。近年は、天皇関係史料の相次ぐ刊行によって新史料のなかの天皇像が明らかになってきた。それらのことをふまえて、天皇の戦争責任を考えていく必要がある。天皇の戦争責任を考えていく場合、注目すべきことは、天皇・宮中グループの「政治性」が占領期という危機のなかで浮き彫りになることである。占領期の天皇・宮中グループは、天皇の戦争責任を問われないようにするために、様々な工作を行って、天皇を政治から遠ざけることを至上課題として行動した。近年話題になった『昭和天皇独白録』も、東京裁判対策として作成されたものであって、作成の背景には、GHQが作成を要求したという事情があった。これもまた、戦争責任を東条ら軍部にかぶせて、天皇の戦争責任を問われないようにしようとする。「穩健派」と占領政策の政治的受皿の形成を望むGHQの思惑が一致して出てきた動きと言える。当時は、天皇の責任の取り方として、退位論が幅広く存在したが、結局現実化することはなく、皮肉にも、昭和天皇が死去する前後に再び問題とされることになったのである。

四、戦争犯罪の研究

戦争犯罪の個々の事例を解明することはもちろん重要なことであ

るが、それにとどまることなく、掠奪や従軍慰安婦の問題といった蛮行を生み出す「構造」を解明することが必要である。この「構造」の解明は、民衆の戦争責任を問題にする際に、重要な意味をもってくる。戦争犯罪の研究には、市民の記録が重要性をもってくる。市民の戦争体験記は、七〇年代から、戦争や軍隊の暗い部分を書くようになり、より内省的なものとなってきた。こうした市民の手による戦争体験記は、史料的にみても価値があるものであり、見逃すことができない。

五、研究上の困難

研究上の困難としてあげられるのは、先ず第一に、情報公開の立ち遅れである。防衛庁戦史部や外務省、国立公文書館などの機関に所蔵されている史料のうち、重要であるにもかかわらず、閲覧を拒否されるものが存在する。しかも、閲覧拒否の理由・基準は曖昧である。その一方で、そうした史料を一部の研究者のみに閲覧を許すケースもある。こうした現状に対して、情報公開の徹底を要求していく必要がある。

こうしたことの一方で、書籍・雑誌などから提供される情報は過剰となっている。その収集と選択が困難になってきている。こうした状況の中で、首都圏において研究する場合と地方で研究する場合とは、その研究条件に格差が生じる。地方にいた場合は、入ってくる情報が少ないし、同じような問題意識をもつ研究仲間がいない場合には、自分に刺激がなくなる。首都圏にいと、情報の量は多く、しかも同じような問題意識をもつ仲間と交流をもつことによって、多くの情報の中から自分に有益なものを選択できるし、自分にも刺激がある。

現在の大学では、大学院生の減少が問題となっている。また、大学生は、教員にとっていわば「社会の窓」であるわけだが、その「窓」をさらに広げて、市民との接触をもつことも、研究に大きな刺激を与えるものでもあり、重要なものと言える。(松田隆行)